

第3回春日井市町内会活動支援検討会議 議事録

1 開催日時 令和5年3月13日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 春日井市役所 10階 1004会議室

3 出席者

【座長】	椚山女学園大学教授	谷口 功
【委員】	白山町内会連合会副会長	天野 美穂
	上条区長	安藤 秀司
	弥生区長	大西 弘
	元区長町内会長連合会長・元高蔵寺区長	下畑 隆義
	宮町町内会役員	鈴木 克幸
	元東野連合区長	瀧川 公資
	味美連合区長	丹羽 一正
	区長町内会長連合会長・牛山区長	平出 幸広
	元押沢台南町内会長	吉田 和江
【事務局】	市民生活部長	足立 憲昭
	市民生活部市民活動推進課	課長 林 一元
		課長補佐 米倉 利隆
		主査 亀田 浩史
		主任 久松 周平
		主事 徳村 政臣

【傍聴者】 5名

4 議題

(1) 町内会への補助制度の見直しについて

(2) 町内会への加入促進等支援の見直しについて

(3) 町内会役員の負担軽減について

5 会議資料

- 資料1 防犯灯に関する補助制度について
- 資料2 区町内会助成金について
- 資料3 コミュニティ集会施設整備事業費補助金について
- 資料4 町内会への加入促進等支援の見直しについて
- 資料5 町内会役員等への負担軽減について
- 参考資料 第2回検討会議 主な委員意見

6 会議の公開及び議事録について

会議は公開とし、議事録は要点筆記とする。事務局から今回の議事録署名人として、鈴木委員と瀧川委員を指名する。

7 議事内容

議題に先立ち市民生活部長、座長より挨拶。

(1) 町内会への補助制度の見直しについて

【事務局 亀田】

資料1、2及び3に基づき説明。

【丹羽委員】

資料1に防犯灯設置は延べ88団体とあるが、地区別にはどのようなか。

【事務局 亀田】

地域的な偏りはなく、LEDの更新を現在進めている団体、新たに設置したい団体などを含めて88団体になっている。

【瀧川委員】

アンケートなどから、防犯灯とごみステーションが非常に町内会にと

って負担であると出ている。防犯灯などの公共的なものは、市の方で管理することではないか。特に防犯灯に関しては、現在、防犯灯電気料金は半額補助だが、今後は全額市の負担でやるべきではないかと思う。

【鈴木委員】

資料を見ると、行政の方でほとんど管理しているところもあり、非常に有効な話だと思う。ただ、春日井市でも、少子化と過疎化により人が集中する場所と、逆に減少している場所がある。すべてを市で管理した場合、限られた予算の中で、人口密度によって手厚くなる所と、力が入らない所が出てくる可能性がある。町内会でこまめにチェックできる方が、補助が効果的になるかと思うがどうか。

【谷口座長】

地域によって、人口、世帯などに差があり、それを一律でいいのかという議論はある。防犯灯もごみステーションも全て行政サービスとしたときに、町内会組織に入る必然性というのが、ますますなくなるのではないかと思う。地域の関係性は、その地域の住民たちが何らかの負担を持つというところで関係が成り立つとするならば、これらを全部行政に投げてしまうのはどうなのか。一方で、これは行政サービスとするべきだという話もあり、何か正解があるわけではないが、少し気になる。

アンケートでも、防犯灯の負担やごみ処理の話が多く出ているが、今町内会の中で他にはどのような負担があるか。

【吉田委員】

役員の年齢制限については、役員を引き受ける方にもそれぞれの考え方の違いがある。未加入の方がメリット・デメリットを声高におっしゃるが、例えば町内会が防犯灯を管理している現状などがまず知られていない。

人口の集中している地域は犯罪が起りやすいので、防犯カメラや防犯灯が集中するのは仕方がないが、過疎化しているところに少なくないのかと言え、本来は差をつけないでほしい。

【鈴木委員】

現在は、町内の方が安心できるように町内会で負担しながら行政からも補助をいただき設置している。加入している人がいない場所でも設置の必要はあり、意見を酌み取りながら行政に必要性を判断してもらえるとよい。

【吉田委員】

市が現地調査をして、公平な目を持った方に設置の必要性を判定してほしい。防犯カメラなどをつけるとき、活動が活発なところは、活発がゆえに意見をおっしゃる方はすごく多い。プライバシーの問題もあり、防犯カメラの設置にあたっては同意書を得なければならないため、町内会の役員になった方が板挟みになる状況に陥っている。行政の方に関わっていただくのが公平なのではないか。

【谷口座長】

行政がやることによる公平さがある一方で、実際に暮らしている住民の意見から、本当にそこに必要かという判断も必要である。住民同士できちんと折り合いをつけることができればよいが、折り合いがつかない場合に行政が判断する役割を求められるかもしれない。住民同士ではもう調整できない、自分たちの意見しか言えなくなっている中で、行政がある程度は判断せざるをえない部分もあり、なかなか判断が難しいところではある。個人のプライバシーと安心安全の制度による担保というのは本当に悩ましいことだと思う。

【丹羽委員】

防犯灯に関しては、道路照明と同じように安全安心のまちづくりのため、ぜひ必要なものだと思う。市のキャッチフレーズとして安全安心なまちづくりを目指すのであれば、市で全面的にやるべきものだと思う。

【谷口座長】

そういう意見も当然あり得る。そうした場合に財源をどうするか、当然それが市民に返ってくるということがあり得る話だということが大前提である。

【安藤委員】

資料1の図3で、市で管理しているという19市は、どこまで管理しているのか。

【事務局 亀田】

方法については、リースや直営などいろいろな方法がある。設置に関しては、例えば町内会に希望を聞き、地域ごとに灯数を制限するなど、調整している自治体もある。

【安藤委員】

管理するということは、球切れ等に迅速に対応するために、コストもかかり、点検も必要である。実際は町内会の方が、かなり活動しているのではないかと思う。市がやるのであれば、市の財源や管理する人員の人件費も必要である。そういう簡単な議論ができるとは思えない。

【谷口座長】

防犯灯の管理について、単にその財源だけの話なのか、その施設のメンテナンス、維持も含めてなのかということは精査してもよい。

それ以外に、集会施設の話もあるが、アンケート結果を見ると、意外と「今のままでいい」という意見があるが、この背景は何か。こういったアンケートでは、上げてほしいという意見がもっと増えてもいいかと思うが、そのままでいいというのは、自分たちでできるというような思いがあるのか、この辺りの感覚はどうか。

【鈴木委員】

市の財源は無尽蔵ではない。やはり加入率を上げて、受益者負担ではないが、自分に関係する部分は自分でお金を出したり、活動に加わることによって、防犯灯もちゃんと点き、きれいなごみステーションが保たれるというのが町内会のいいところである。

加入率を見ると、防犯灯の補助率が高いからといってあまり加入率との関連性がないことがわかる。

アンケートに関して、「今のままでよい」という答えは、何をもって今のままでいいのか。これは真意を酌み取る必要があると思う。市の加入率がどんどん下がっており、町内会から退会する人が多い状況で、満足しているのか、掘り下げて考えるとちょっとヒントが出そうな気がする。

(2) 町内会への加入促進等支援の見直しについて

【事務局 亀田】

資料4に基づき説明。

【鈴木委員】

資料4別紙、加入啓発促進支援についての表の3番にある愛知県宅地建物取引業協会への加入啓発の依頼に自分も協力している。地域の見守りであれば、新聞店や宅配業者、配食業者などでやっているところもあるが、町内会についても、様々な業界団体と連携して、加入促進のてこ入れをもう少ししたほうがいいと思う。

【谷口座長】

市民課窓口で転入転居者への加入啓発というのはどのようなことをするのか。

【事務局 亀田】

全ての転入者に対して、町内会のご案内チラシを渡している。令和2年度からはQRコードをつけて、市を通じて加入申し込みもできるようになっている。

【谷口座長】

転入者にどこの町内会かを案内することはできないのか。

【事務局 亀田】

その方が住む場所の町内会を個別に案内することは、地域によっては境界がはっきりしないところもあり難しいが、今後、各町内会に対して、そこをはっきりさせていくことも検討するべきかと思う。

【下畑委員】

資料に書いてあるとおり、町内会に加入するメリットがないと回答した方へのアプローチが必要である。行政の方へ聞きたいのだが、町内会に加入するメリットは何であると認識しているか。

【事務局 林】

行政サービスとしては、例えば災害時でも加入状況によって差をつけることはできない。メリットは、綺麗事になるかもしれないが、自分たちのまちを良くするために、その活動に参加できることであると思う。ただ、それが今の人たちには、負担になってしまっており、それをメリットとして見いだせないというところが問題であると感じている。

【下畑委員】

何年か後には間違いなく、例えば町内会費をコンビニやスマホで支払う時代が来る。回覧版もLINEという時代が来る。そうすると、今事務局が言われたような、例えば災害時の共助は、絵に描いた餅になるのではと危惧している。自分の区でも地域防災部を組織して活発に活動しているが、面倒くさいから入らない方がいいという住民が非常に増えてきている。何か災害が来たら、自分の命は自分で守れるし、我が家はしっかりしているし、わざわざ助けていただくなくて結構だと、そういう人が本当に多い。

加入率を上げることについて、例えば新築のマンションが建ったときに、そのデベロッパーに対し、最初から管理費の中に区費を入れてもらえば加入はしてもらえるが、活動には参加せず、希薄になっているのが現状である。メリットを謳い上げて、皆さんに加入してもらい、災害も含めて、助け合っていこうということが、なかなか伝わらない。

【瀧川委員】

特に今、個人主義というか、わずらわしいことはもうやらないという状況であり、ある意味では時代の流れに歯向かっていくようなことである。近所でも、町内会は、お金を払って清掃やいろんな負担があると戸惑う方もおり、町内会の意義を理解してもらうのが大変である。

【谷口座長】

メリット・デメリット論という話をしてしまうと必ずデメリットの方に振れていってしまう。そもそも町内会はメリット・デメリット論で論じるべきではないというのは前提であるが、市民からは必ずメリット・デメリット論が出てくる。

町内会に入るメリットを行政が伝えても説得力がなく、あくまでも住民が、組織や近隣との関係性によって、きちんと安心を満たそうとする、

住民側の話である。

行政は計画を立てるときに、町内会や自治会の役員をやっている方たちを地域の代表だという形で声をかけている現状がある。それは町内会の持つ性格に、地域の代表性といったようなものを持っているからで、町内会は行政の末端ではなく、地域を代表する組織として位置付けており、そうした地域の代表性のある組織に皆さんが関わるということが、住民の自治にとって重要なことである。町内会に住民自治の基本的な組織の機能を見い出すのであれば、そこに入らないのは、住民の自治を市民自身が放棄していることになるのではないかと思う。

メリット・デメリットで入らないと言うが、未だに加入率が8割9割を超えているところもある。加入している原理として、日本的な考えかもしれないが、8割以上が加入している団体に聞くと、「周りが入っているから」という感覚の人が多。加入促進を考えたときに、「みんな」の範囲が、8割ぐらゐを超えていると、何となく入るけれども、6割や半分ぐらゐになると、「みんな」というのが、逆に「みんな入ってないから」の方に流れてしまう。かなりいろいろな仕掛けを作って、住民の組織、地域の活動が大切だと認識してもらえる仕組みを作っていないといけない。

【鈴木委員】

町内会とPTAと子ども会も関連している。学校によって温度差はあるが、地域の見守りをしてくれることもあり、PTAでも町内会と連携を取って活動しているところもある。PTAも任意になる流れがあり、連携がなくなってくるのが危惧される。

市内の子ども会は一部の地域でしか活動していないのが現状である。遊び場やコミュニティの場として子ども会があつて、お世話になっているから町内会に入っている方も多かつたが、役員が大変だからという理由で、最近急に辞められる方が増えた。これらをつなぎとめるのか、元

に戻すのか、それとも何か新しいものを作るのかというところがいま瀬戸際ではないかと思う。

【谷口座長】

P T Aと町内会はよく比較される場所である。何か課題が出たときに声をかける形のP T Aや町内会、地域の組織が出てきている。P T Aだけでは成り立たないときに、町内会も含めた地域コミュニティも一緒に、その学校の運営などをしていくP T C Aという形を取り入れている学区もある。

【天野委員】

資料4に関して、チラシ等の無料印刷、チラシの配布数とあるが、このチラシの配布先は、町内会が対象となるのか。

【事務局 亀田】

希望のあった町内会に対して、行政側で作成したご案内のチラシや、実情に合わせて個別に作成したチラシを印刷してお渡ししている。

【天野委員】

資料4の6については、転入された方や新たに町内会に入りたい方が市を通して入会するということか。どのような方法で実施しているのか。

【事務局 亀田】

市民課窓口で渡すチラシや、ポスターなどに、QRコードがついており、加入したい方から市に申し込みいただき、市の職員から会長さんに情報をお伝えして手続きをしていただいている。

(3) 町内会役員の負担軽減について

【事務局 亀田】

資料5に基づき説明。

【谷口座長】

組織を担うときには負担は必ずあるものであり、負担を減らす、なるべく負担がない方がいいというのは、そのとおりだが、地域に関わっている方たちには、負担であってもやらなければならないという使命感は間違いなくあると思う。

行政は、町内会役員をはじめ、地域の人たちに、なぜこういった負担をお願いしなければいけないのかということ、説明したほうがよい。一方的な負担軽減は、ありがたいかもしれないけれども、なぜこういったことを町内会が負担しなければいけないのか、というようなことの説明をきちんと市民が納得すれば、使命や市民であることの自覚に繋がっていくのではないかと期待したいところである。

行政にとって、町内会が地域の代表性を担保するためにどのような組織であれば信頼足りうる組織なのかというところを町内会にも説明する。町内会の方も、行政はこれをしてくれたら信頼してもらえるとこののであるならば、町内会の責任として信頼を持ってやらなければならない。この辺り、春日井市では上手くかみ合っていないと感じるところがある。

防犯灯の管理運営もそうだが、行政はどこまでなら自分たちができ、どこからどこまでは責任ある町内会に委ねるのかという、お互いの信頼の根拠のようなものを見える形にしておかないと、負担軽減に関しても、住民にしてみれば納得できない部分もあるのではないかと。

【下畑委員】

負担軽減については個人差があり、それを負担とっていない方、負

担が嬉しい方もいる。また、町内会活動においても女性が活躍できる時代を作っていけば、随分加入率にも影響が出てくるかと思う。会長は今どれぐらい女性がいるのか。

【事務局 亀田】

市の推計としては、会長のうち12%から13%が女性である。

【谷口座長】

本当は男性でも女性でも、年齢も関係ないのだが、実際に担うことができる層というのが限られてくるのは事実である。だが、そうではない場合もあり、20代、30代で町内会をまわしていこうというといった地域では、その空気ができているところもある。全国的に見れば高校生が役員になっているところもある。若い層から年配の方も含めて、誰がやってもいいというような仕組みができないか。年齢や性差を超えた形で町内会が可能になってくると、これは一つ地域の新しい活力、可能性になってくると思う。

【瀧川委員】

前回も申し上げた、公民館などで会長の書類作成等のサポートをするための事務員を雇うようなことができないか。また、校区別などで、組長さんや会長さんや区長さんの仕事の手伝いをお願いできるような、アドバイザー制度みたいなことができないか。担当をつけるということであれば、役員が精神的にもかなり楽になるのではないか。

【谷口座長】

NPOの場合は市民活動センターを多くの自治体が持って、NPOやボランティアを支援しているし、ボランティアに関しては、社会福祉協議会がボランティアをきちんと支援する制度がある。春日井市の市町村

規模で、そうした支援制度がなく、全ての町内会が直接行政とつながるのはお互いにとってつらいのではないか。他の自治体でも学区を中心に、相談できる窓口、隣の区長さんや町内会さんたちとの協力、相談などを支援する仕組みがある。そうした地域の活動を支援する体制について、資料に記載はないが、検討してもいいのではないか。

【天野委員】

町内会員は、基本的に世帯主であることが多いので、男性の方が世帯主でその方が町内会員であるという事が多いと思うが、その方の都合で活動できないこともある。家族として、世帯として、町内会の役割を担っていくことを町内会側が柔軟に受けとめることができれば、負担軽減に繋がるかと思う。

【谷口座長】

町内会などの住民組織が世帯を単位としていることは、極めて日本的な特徴である。ただ、その世帯がかなり流動的に変化してきているので、本当に世帯単位でいいのかという議論もある。でも、この世帯が持つ強みもあり、世帯主でなければいけないのか、他の人では駄目なのかという議論もあってよい。世帯の強みを生かすことや、逆に個人単位にすることも考えられる。メンバーシップをどうするかを考えることは、いかにそこに住んでいる人たちをきちんと巻き込んでいくのかということを考えるきっかけになる。

【平出委員】

私の区でも活動のスリム化として、会議の時間を短くしたり、イベントも祭りや運動会だったのを夏祭りに一本化している。極力町内会長さんに負担がないように、回覧や配付物も区の役員が行っている。

なぜ町内会に入らないのかというと、圧倒的に8割9割が、自分が役

員回ってくる時にやめる。それで加入率がどんどん減っている。その解決のためには、役員の負担ができるだけないようにしなければならないが、まだ模索中である。

防犯灯に関しては、市が全額負担したほうが良いという意見も出ていたが、自分の区で言うと、私はこのままの方が良いと思う。市が全額負担してしまったら、活動をやめてしまう町内会も出てくる。この防犯灯があるから、町内会費を払って継続している町内会等もあるので、町内会が防犯灯を管理するという考え方の方が私はよいのではないかと思う。

【安藤委員】

負担という言葉が余りにも出過ぎているが、この国に住んでいて、憲法にもあるが、三大義務もあれば三大権利もある。ものごとには何でも、表もあれば裏もある。今、権利だけが主張され、義務を忘れている人が多く、個人の権利意識だけが強くなっているように感じる。負担の裏には受益がある。そこのところをもう少しわかりやすく、いろんな方々に伝えたい。

ここ数年、特に高齢者で町内会を抜けられる方がどんどん増えている。高齢になって役員ができない方もいるので、各町内会で高齢者の中には役員免除規定だとか、賛助会員で会費を安くしてあげるとか。そういうような具体策でもって、何とか町内にとどまってもらえるように各町内会へも提案しているが、なかなか実効性がない。選挙の投票率と同じで、急に上がるはずはなく、そういう時代になってしまっている。これからもどんどん増えるだろうが、仕方がないとあきらめては何もできない。

防犯灯を家の前につけられると、明るくなるのでやめてくれという人もいる。自分勝手な意見だと思うが、その調整がうまくいかないのが現状である。だから前回、メリットはあるということを、もっと市の方はPRしてくださいとお願いした。知らないうちに防犯灯などのメリット

を受けているのに、デメリットばかりを知ってしまう。

【大西委員】

大変難しい話である。これという特効薬はないが、区の役員の中には、役員をやったおかげで、知り合いが増えて本当に嬉しいと、こういう方もいらっしゃる。また、小学校などとも協力し、子育て世帯に町内会に加入していただくよう案内している。

【吉田委員】

デメリットとメリットという話がすごく出るが、気持ちとしてどうしても、それを比較するのは仕方がないことだと思う。自分も防犯灯のことは、役員になって初めて町内会の恩恵を受けていることを知ったので、周知がされていないと感じる。ニュータウンでの政策的な取組も、情報が共有されていないことがあると感じるので、情報を共有して、加入していることに恩恵があるという部分をもっとPRしてもいいと思う。

加入率を減らしている原因は、やはり高齢化である。今、独居の方がすごく増えてきているので、加入率だけを考えると、もうとにかく町内会に属していただき、関わっていただきたいと思う。

運営のやり方を確立していない団体に対して、よい運営方法や加入率を上げている方法など、良い方の情報を伝えてほしい。

【鈴木委員】

自分も家族に代理出席を頼むことがあり、うまくいっている。

役員の不安として、集金やお金を扱うことが非常に大変であるという意見がある。仕事や留守で会えない人もいるが、直接会って期限までに集めなければいけない。それを解決する方法として、スマホで払うのも有効だが、手続きや本人承諾など、難しいこともある。集金などは見守りにつながることもある。町内会内のデジタル化は非常に便利なもので

はあるが、アナログとデジタルは使い分ける必要がある。

集金については、社協や赤い羽根など、何回も集めなくては行けないが、1回で済まないのかという意見が非常に多い。システム上仕方がないことは理解しているが、例えばモデルケースで1回の集金で出来るような形を示すことはできないか。

役員の階級が上がれば打ち合わせの回数も増える。繰り返すからいいのだという人もいるし、多すぎて困るからデジタル化でリモートでもいいという意見もある。身近に住んでいて歩いて行ける距離でつながれるのが町内会のいいところでもあり、デジタル化によって本当の意味での繋がりがなくなってしまう懸念もある。

地域ごとでおそらく違う状況があると思うので、それぞれがカスタムできると良いものができるのではないかと思う。

【谷口座長】

一律に何かフォーマットがあればできるというわけではない。地域の年齢層や住民の方によって、デジタルの使い方も変わってくる。

時代の流れと逆行するかもしれないが、役員の期間については、1年で交代することがわかっていたら、もうなるべく何もしないで終わって、そしてその次にバトンを渡せばいいという方向へシフトしてしまうため、ある程度役員の任期を長めに設定することも有効である。

町内会が相談できる制度を検討してもよい。この20年を見ても、加入率が高い自治体は、NPO団体やボランティア団体など、町内会以外の組織をきちんと支援している印象がある。町内会だけではなく、いろんな団体が地域で活動する仕組みを行政が一生懸命支えたところが、結果的に町内会もその役割を見直し、維持できているのではないかと感じる。

春日井市の行政を見たときに、町内会以外の地域活動団体の支援を考えたほうがいいのかも。町内会以外の地域活動団体の底上げをす

ることによって、関係性を見直しや住み分けがされ、結果的に町内会も底上げされていくのではないかとということがあるのではないかと。

地域の制度設計に市民の声を反映させるときに、無作為で市民を抽出すると、意外とそこで回っていく。市民はちゃんと役割と責任が振ってくれば、やろうという声がある。自分たちの地域でと言ったときに、町内会との関係を見直していく仕組みも当然出てくるかと思う。議会の役割や市民のかかわり方なども変化しつつあり、今過渡期にあるときだと思う。町内会もこれまでと違ったあり方を考えるいい機会だと思うので、是非ともいろいろとアイデアを出して練ってほしい。

【鈴木委員】

市としては、役員としての業務が遂行できないが、会費を払うから町内会に籍を置きたい方などはどのような扱いになるのか。

【事務局 亀田】

加入未加入は団体の判断になる。市からは区町内会助成金として世帯当たり600円を支払っており、加入世帯数の判断については、町内会からの申請に基づいている。組織によっては準会員のような形で、町内会に入っていない世帯に協力金をお願いしている団体もあると聞いている。

【鈴木委員】

高齢化によって、これまで役員をやってきた方々が、役員ができないから退会される場合もある。逆に子供が小さくて、役員ができない場合も同様で、町内会に残りたいがやめざるを得なくてやめられた方もいた。普段から声を掛け合うことで、近所での見守りにもつながるので、役員免除が認められるのであれば、よいことではないかと思う。本当は役員を積極的にやってもらいたいが、役員が出来ない方でも何とか関わりを持っていただき、一緒に活動できればいいのではないかと思う。

【谷口座長】

集会施設の管理運営について、所有はどうなっているか。市が所有しているものもあるのか。

【事務局 亀田】

資料にある214という数字は町内会が所有しているものである。場所によっては、市が所有して、町内会に管理委託しているものもある。

【谷口座長】

例えば、町内会がクラウドファンディングで集会施設のリフォームをしたいという話が出てきたときにはこういったことは可能か。

【事務局 亀田】

集会施設整備事業費補助金を活用した場合、修繕費の2分の1は当然自己資金になり、どのように工面するのかは町内会によって異なる。必要に応じて集める場合や、計画的な貯蓄で賄う場合もある。

【谷口座長】

補助に全く頼らない形で、自分たちだけで資金を集めて、何かやることも可能か。

【事務局 亀田】

補助を使わないということは可能である。

【谷口座長】

全国的に、集会施設や集える場所をどうやって設計していくのかという時に、住民も負担するが一方で関係人口を増やしていくために、クラウドファンディングをするような選択肢もある。いろんな新たな制度が

出てくる中で、できないことを前提にするのではなく、できるようにするためには、どういう仕組みであれば可能なのかということのを少し念頭に置くと、より柔軟に支援が広がるかと思う。

【安藤委員】

防犯灯補助制度について確認したいのだが、自分の区でも本年度、防犯灯のLED化は完了したが、耐用年数が約10年だと聞いているため、10年前に更新したものから計画的に器具ごと交換していかなくてはいけなくなる。資料1の市の考え方(3)で、「加入者と未加入者との不公平感への対応や電気料金高騰による町内会の金銭的負担の軽減を図る必要がある」とあるが、加入者と未加入者の不公平感の解消というのはどうしているのか。

【事務局 亀田】

現在、防犯灯電気料は補助率2分の1であるが、町内会の加入率が減少している現状の中で、町内会に加入している方だけが、金銭的な負担をしている状況である。行政側のコストの問題もあるが、補助率を上げることも含めて検討していきたい。設置に関しては、LED化が進んでいる。補助金全体の中でどこを上げるのか、どこを下げるのかということ、この場でご意見をお伺いし、検討していきたい。

【谷口座長】

町内会の役割を市民がもっと私ごととして考えるきっかけがあってもいいのではないかと思う。住民がその地域の自治をどう自分たちで担うのかという住民の責務だと個人的には思っている。その意味で、メリット・デメリット論をきちんと住民が理解しなければいけないという話であれば、もっと生々しく住民たちがそれを議論すべきであるし、ただ単に分断が起こるだけであればやらないほうがよい。

これまでも出てきているように、町内会自治会はここだけの課の話ではなく、いろんな関わりがあるかと思う。そこにきちんと派生していくようにしてほしい。負担軽減の話については、お金だけではない負担軽減のあり方もありうる。行政がきちんと連携をする、他の課と連携することによって負担が軽減されることもあるかもしれない。区長さん達は体一つだけでも行政の窓口が分かれているために、重複することも出てくる。行政制度の中で、行政組織の中で考えることがあってもいいかと思うので、そうしたことに繋がるような支援の方向性を示せればと思う。

上記のとおり第3回春日井市町内会活動支援検討会議の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、出席者2名が署名する。

令和5年4月26日

委員 鈴木 克幸

委員 瀧川 公資